

苫小牧工業高等専門学校「環境・生産システム工学」  
教育プログラムの履修及び修了に関する規程

規則第94号

制 定 平成22年2月3日

一部改正 平成23年7月25日

一部改正 平成25年4月12日

(目的)

**第1条** この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第66条の2に基づき、苫小牧工業高等専門学校「環境・生産システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の履修及び修了について定めることを目的とする。

(学習・教育到達目標)

**第2条** 教育プログラムの学習・教育到達目標は、別表1のとおりとする。

(教育プログラム構成科目)

**第3条** 教育プログラムは、1600時間以上の授業で構成する。ただし、この中には250時間以上の人文科学・社会科学等（語学含む）、250時間以上の数学・自然科学・情報技術及び900時間以上の専門分野の授業時間を含むものとする。

2 教育プログラムを構成する科目は、学則別表第2及び第3に掲げる科目のうち第4学年及び第5学年に配当された科目（以下「本科科目」という。）並びに学則別表第5及び第6に掲げる科目（以下「専攻科科目」という。）とする。

(履修対象期間)

**第4条** 教育プログラムの履修対象期間は、本科第4学年から専攻科第2学年までとする。

(履修対象者)

**第5条** 教育プログラムの履修対象者は、本科第4学年から専攻科第2学年までに在籍するすべての者とする。

(単位の認定)

**第6条** 教育プログラムを構成する各科目の単位の認定は、本科科目については苫小牧工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程の修了及び卒業の認定に関する規程第13条に基づき、専攻科科目については苫小牧工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修に関する規程第6条に基づき行う。

(他の高等教育機関等で修得した単位の認定)

**第7条** 教育プログラムの履修対象期間中に他の高等教育機関等で修得した科目の単位のうち、次の各号のいずれかに該当する場合、教育プログラム構成科目の単位として認定することができる。単位の認定は、単位を修得した高等教育機関等の成績証明書及びシラバス等に基づき専攻科委員会が行う。

- 一 教育プログラムの学習・教育到達目標及び水準が第3条に定める教育プログラム構成科目に適合し、60点以上の評価点が与えられている科目の単位。
- 二 前号にかかわらず、教育プログラムの学習・教育到達目標を達成できる教育内容であると認められる科目の単位。

(専攻科入学によって教育プログラムに編入する者の取り扱い)

**第8条** 専攻科入学によって教育プログラムに編入（以下「教育プログラム編入」という。）する者の編入前の学習履歴の確認は、専攻科入学手続き時に提出される本科第4，5学年に相当する課程の学習履歴書（様式1）、成績証明書及びシラバス等に基づき専攻科委員会が行う。

2 教育プログラム編入前の本科4，5学年に相当する課程において修得した科目の単位のうち、次の各号のいずれかに該当する場合、教育プログラム構成科目の単位として認定することができる。単位の認定は専攻科委員会が行う。

- 一 学習分野、達成目標及び水準が第3条第2項に定める教育プログラム構成科目に適合し、60点以上の評価点が与えられている科目の単位。
- 二 前号にかかわらず、教育プログラムの学習・教育到達目標を達成できる教育内容であると認められる科目の単位。

3 前項による単位認定の結果、次に掲げる要件を満たさない場合、専攻科委員会は教務委員会の了承を得た上で、要件を満たすに必要とする本科科目を履修させる措置を講じることができる。履修した科目の単位の認定は、苫小牧工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程の修了及び卒業の認定に関する規程第13条に基づき行う。

- 一 教育プログラム編入前の本科第4，5学年に相当する課程において、62単位以上を修得していること。
- 二 教育プログラム編入前の本科第4，5学年に相当する課程における学習及び専攻科における学習によって、教育プログラムのすべての学習・教育到達目標が達成できること。

(修了要件)

**第9条** 教育プログラム修了の要件は、次のとおりとする。

- 一 教育プログラムにおいて、124単位以上を修得していること。
- 二 教育プログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること。

(修了認定及び修了証の授与)

**第10条** 教育プログラム修了の認定は、専攻科委員会の議を経て、校長が行う。

2 校長は、教育プログラムの修了を認定した者に対し、所定の修了証を授与する。

#### **附 則**

1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成18年度以降に本科第4学年に進級して教育プログラム履修対象者となった者及び平成20年以降に専攻科入学によって教育プログラムに編入した者から適用する。

2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校環境・生産システム工学教育プログラムの修了認定に関する規程（平成18年8月3日施行）は廃止する。

3 第3条第2項のいう学則別表第2及び第3は、平成11年度以降に入学した学生に係わる教育課程及びその後に変更された教育課程とする。

4 平成10年度以前に入学した学生に係わる教育課程において本校を卒業した者が専攻科に入学した場合は、教育プログラム編入者とみなし、本規程第8条を適用する。

#### **附 則**

この規程は、平成23年7月25日から施行し、平成23年4月1日に在籍する教育プログラム履修対象者から適用する。

#### **附 則**

この規程は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日に在籍する教育プログラム履修対象者から適用する。